

福岡県医第1253号（総）

平成17年10月7日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



平成17年度特定保険医療材料価格調査に対する協力について

日本医師会より、厚生労働省が実施する標記調査について別紙のとおり協力要請があり、第19回全理事会（H17.10.6）にて協議の結果、本会としてもこれに協力することにいたしました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料およびその購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的として、平成17年5月から9月取引分の特定保険医療材料の価格、数量等について、平成17年10月1日（土）から10月31日（月）までの期間に実施されるものであります。

つきましては、別添の名簿に示す対象医療機関に対し、本調査にご協力いただきますよう貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

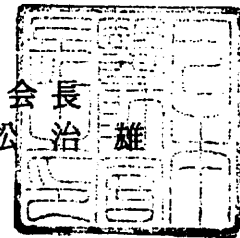
- 1) 調査票、価格調査用 CD-ROM、回答要領並びに回答用 FD（フロッピー・ディスク）が客体医療機関あてに直接送付されますことを申し添えます。
- 2) 客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治 雄



平成17年度特定保険医療材料価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛協力依頼がありました。

本調査は健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料およびその購入価格(材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 15 年 9 月 19 日付日医発第 485 号にてご依頼)

調査内容につきましては別添 1 に示されるとおり、平成 17 年 5 月から同年 9 月取引分の特定保険医療材料(ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料および調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については平成 17 年 9 月取引分のみ)の価格、数量等について、平成 17 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に実施されるものであります。

購入サイドといたしましては、全国から病院 約 2,300 (抽出率 1/4)、一般診療所(歯科診療所を除く。) 約 1,200 (抽出率 1/80) 等が調査客体として抽出されており、貴都道府県分の客体医療機関は別添 5 のとおりであります。

客体医療機関に対しましては、都道府県調査主管課を通じて、別添 2～4 の他に回答用 F D (フロッピーディスク) が同封され送付されることとなっております。

回答につきましては、別添 3 の特定保険医療材料価格調査用 C D - R O M を使用した F D による回答を基本としておりますが、C D - R O M を使用できない環境にない場合には、特定保険医療材料コード表(医科用製本版)を希望する旨、各都道府県の調査担当吏員に

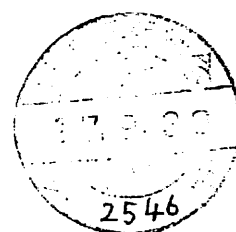
申し出ていただくこととなっております。なお、別添4に示されるとおり、FDまたはその他磁気媒体ではなく、調査票第II票に記入の上、提出することも可能です。

客体医療機関におきまして、特定保険医療材料コード表（医科用製本版）を希望する場合や本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。

なお、客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

（添付資料）

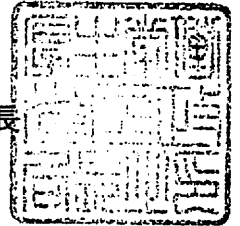
1. 平成17年度特定保険医療材料価格調査の実施について
（平17.9.22 医政発第0922003号 厚生労働省医政局長通知）
2. 特定保険医療材料価格調査
医療機関等用調査票・第I票
医療機関等用調査票・第II票
3. 平成17年度特定保険医療材料価格調査用CD-ROM
（1）価格調査用プログラム
（2）HTMLファイル（特定保険医療材料コード表）
（3）変換テーブル
4. 平成17年度 特定保険医療材料価格調査 回答要領
5. 貴都道府県分客体医療機関名簿 病院・一般診療所



医政発第0922003号
平成17年9月22日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成17年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力賜り、感謝申し上げます。

標記につきまして、別紙要領により実施することとしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

平成17年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

特定保険医療材料

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 調査期間及び提出期限

平成17年5月から同年9月取引分を対象として、平成17年10月1日から同年10月31日までの間に実施する。

ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料については、平成17年9月取引分のみを対象とする。

調査客体は平成17年11月4日までに都道府県に提出し、都道府県は同年11月10日までに厚生労働省に提出することとする。

5 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。

ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。

(調査客体数 約5,900客体)

(2) 購入サイド

- ① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査客体数 約2,300客体)

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,200客体)

- ② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所を客体とする。

(調査客体数 約1,100客体)

- ③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所を客体とする。

(調査客体数 約 110客体)

- ④ 1ヶ月の処方せんの受付枚数が300枚以上の保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

(調査客体数 約 1,500客体)

6 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。この場合、ア及びオについては厚生労働省が、イ及びエについては都道府県が、ウについては調査客体自らが行うものとする。

- ア 調査票等の作成
- イ 調査客体に対する調査票等の配布
- ウ 調査票の記入等
- エ 調査客体からの調査票等の回収
- オ 調査票等の集計